

## ②赤土等流出防止対策

### 7) 基本方針

- (ア)赤土等の流出防止対策に当たっては、濁水の発生から工事区域外への流出に至る一連の流出過程に応じた対策を実施する。
- (イ)赤土等の流出防止対策は、「沖縄県赤土等流出防止条例」や赤土等の対策に関する技術基準・指針に準拠するだけでなく、新石垣空港の地域特性、自然特性を十分に考慮した対策を実施する。
- (ウ)工事に当たっては、施工や環境の専門家からなる「新石垣空港モニタリング委員会」（仮称）を設置し、工事の状況について評価・提言を受けるとともに、提言を踏まえた対策案を検討し、実施する。
- (エ)工事中においては、赤土等の流出防止対策が所要の機能を発揮していることを確認するためのモニタリング調査を実施するとともに、現場状況に応じた適切な施工を行うため、情報化施工<sup>注1)</sup>及び観測施工<sup>注2)</sup>を実施する。
- (オ)空港供用後に当たっては、これらの赤土等の流出防止対策による効果を適切に評価するため、「新石垣空港建設事後評価委員会」（仮称）を設置し、逐次報告を行う。
- (カ)空港供用後に不測の問題が発生した場合には、事後評価委員会において協議を行い、必要な対処策を実施する。

注1. 情報化施工：施工段階における進捗状況、施工範囲、裸地面積等の情報を逐次把握し、予測される台風等の降雨による影響を予測し、迅速な赤土流出防止対策を行う。

2. 観測施工：施工中における海岸周辺の地下水状況の観測をとおり、予測結果との比較を行いながら、施工による影響を把握するとともに、環境保全のための処置を講じながら施工を行う。

### 1) 赤土等流出防止対策

工事中の赤土等流出防止対策は、「赤土等流出防止対策技術指針（案）」（平成7年、沖縄県土木建築部）に基づき、赤土等の流出を防止することを基本として、各種の現場状況に応じ適切な発生源対策を実施する。発生源対策によって抑制された濁水については、地下浸透方式や機械処理方式の濁水処理対策を実施する。発生源対策及び濁水処理対策は以下に示すとおりである。

#### a) 発生源対策

- (ア)降雨が多い時期（梅雨時期等）には盛土工事・切土工事を集中させないように工事工程を調整する。
- (イ)広域的な掘削エリアの出現を極力避ける施工を実施する。そのために施工エリアを分割し、エリア毎に施工することで裸地面積を抑え、裸地部の浸食と土砂の流出を抑える。
- (ウ)裸地の状態の出現期間を短縮するような施工を実施する。
- (エ)長期間放置される掘削面に対しては、流出抑制工を実施し、赤土等の流出を抑制